

入札・契約に係る関係要領等の一部改正等のお知らせ

「建設業法施行令の一部を改正する政令（令和6年政令第366号）」により、専任の監理技術者等を要する請負代金額の下限が引き上げられることから、入札契約に係る関係要領等の一部について改正を行いましたのでお知らせします。

○ 改正政令の概要

1 概要

近年の建設工事費の高騰を踏まえ、金額要件の見直しを行います。

	現 行	改 正 後
特定建設業許可を要する下請代金額の下限	4,500万円 (7,000万円) ^{※1}	5,000万円 (8,000万円) ^{※1}
専任の監理技術者等を要する請負代金額の下限	4,000万円 (8,000万円) ^{※2}	4,500万円 (9,000万円) ^{※2}
特定専門工事の対象となる下請代金額の上限	4,000万円	4,500万円

※1 建築工事業の場合 ※2 建築一式工事の場合

2 施行日 令和7年2月1日

○ 関係要領等

1 条件付一般競争入札（事前・事後審査方式）事務処理要領

「(第3-1号様式) 配置技術者の資格・工事経験調書」内 1 配置技術者の氏名等における法令による配置資格のうち下請工事の金額について基準額をそれぞれ引き上げた。

2 現場代理人取扱要領

3-(1)-ウ-(イ)の契約金額をそれぞれ引き上げた。

3 山口県低入札価格調査実施要領

12-(3)-ア、イの請負金額をそれぞれ引き上げた。

4 監理技術者等（監理技術者、監理技術者補佐又は主任技術者）の途中交代の取扱いについて

4例外的に交代を認める場合の判断基準額を引き上げた。

5 現場代理人の兼務に関する取扱いについて

兼務要件の契約金額をそれぞれ引き上げた。

6 その他関連様式の変更

- ・現場代理人・主任技術者・監理技術者等選任届
- ・施工体制台帳等の初回提出時チェックシート

※詳細は、山口県技術管理課のホームページに掲載している要領等で確認いただけます。

<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/127/>